

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

※注意

令和6年4月1日以降に発注する案件について、評価項目詳細シート及び様式の一部を変更しています。
評価項目詳細シート「1価格評価」「3-1-1知的障がい者又は精神障がい者の就業状況」「3-1-3各種就労支援事業への協力度」
「3-4-2再生品の使用」
様式6、様式12-3、様式16

・大阪公立大学杉本キャンパス等学舎清掃業務委託 長期継続

にかかると総合評価一般競争入札

様式・添付資料の作成及び提出に当たっての注意事項

この「評価項目 詳細シート」をよく読んで、

1. 様式の順番に編綴して提出すること。
2. 様式0および各ページの中央(下部)に、ページ数を付番すること。
3. 各様式間などに見出しや分界紙は一切使用しないこと。
4. 様式に添付書類がある場合は、それぞれの様式のすぐ後ろに編綴すること。
5. 「作業実施計画表」など提出を求めている添付書類についても同様とする。
6. ホッチキス留めはしないこと。
7. 添付書類については、
 - ①必ず「片面・A4判」とすること。
 - ②膨大とならないように、要約すること。
 - ③必要に応じて表紙を添付されることは支障ありません。
8. 詳細シートに記載のある対象基準日については、以下のとおりとする。

対象基準日: 令和7年8月1日

総合評価一般競争入札における評価項目、評価点の配分について

※評価の詳細については、後掲の各評価項目詳細シートをご確認ください。

評価項目		評価点		評価内容	加点方法	徴収書類	詳細シート			
分類	細分類	総点	個別点					項目		
1	価格評価	46	46	1-1-1 総合評価の結果、落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を実施し適正な履行の確保が可能か否かを判断する。	<p>評価対象外 予定超過 評価対象外 予定価格以下、基準価格以上 $46 \times (1 - (\text{入札価格} - \text{低入札価格調査基準価格}) / \text{低入札価格調査基準価格})$ 基準価格未満 $46 \times (1 - (\text{低入札価格調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{低入札価格調査基準価格})$</p>	入札書	別紙1			
2	2-1 研修体制	18	4	2-1-1 技術力向上のための研修制度等の設置	実施状況及び研修内容を総合的に評価(2点) ※受講修了証が発行されていない場合は受講者名簿で可	2-1-1-① 研修実施報告書(様式1)、受講修了証及び研修資料	別紙2			
					実施予定状況及び研修内容を総合的に評価(2点)	2-1-1-② 研修実施計画書(様式2)及び研修予定資料				
	2-3 品質保証への配慮		14	2-3-1 履行体制	内容の具体性、実現性などを総合的に勘案して評価 1.作業員の時間的な配置及び業務履行計画(6点) ※特定項目 2.日々の作業完了時の履行確認体制及び会社の支援体制(4点) 3.緊急時の対応要領の整備(4点)	2-3-1-① 作業実施計画表(様式指定なし)	別紙3			
3	3-1 福祉への配慮 (就職困難者の就業支援)	36	8	3-1-1 知的障がい者等の就業状況	継続雇用提案等(応諾意思)を評価 応諾する 8点 応諾しない 0点	3-1-1-② 知的障がい者雇用計画書(様式4)	別紙4 別紙5 別紙6			
					雇用条件を評価(1点) 無期雇用を評価(1点)	3-1-1-③ 知的障がい者の雇用条件等に関する提案書(様式5)				
					専任支援者による支援体制の確保(1点) ※特定項目 就業支援体制等の提案及び内容(10点)	3-1-1-④ 知的障がい者就業支援企画書(様式6)				
					2	3-1-2 障がい者雇用に関する取組	法定雇用率(%)の3倍を超えている場合 2点 法定雇用率(%)の2倍を超えている場合 1点	3-1-2-① 障がい者の雇用状況に関する報告書(様式7)	別紙7	
					6	3-1-3 各種就労支援事業への協力度	各種就労支援事業を活用した新規雇用 3人以上 6点 2人 3点 1人 1点 予定していない 0点	3-1-3-① 就職困難者等雇用計画書(様式8) (契約後 → 就職困難者等雇用報告書(様式9))	別紙8	
					1	3-1-3 各種就労支援事業への協力度	雇用条件を評価 1点	3-1-3-② 就職困難者等の雇用条件等に関する提案書(様式10)	別紙9	
					3		2人以上継続雇用 3点 1人継続雇用 2点 継続雇用していない 0点	3-1-3-③ 就職困難者等雇用実績報告書(様式11)	別紙10	
					1		C-STEPの会員企業 1点 会員企業でない 0点	3-1-4-① おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)加入状況報告書(様式12-1)	別紙11	
					1	大阪保護観察所に協力雇用主として登録している 1点 登録していない 0点	3-1-4-② 協力雇用主としての登録状況報告書(様式12-2)			
					1	いずれかの制度を活用した取組みを評価する。(1点) ・トライアル雇用助成金(一般トライアルコース/障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース) ※助成金支給決定日が、入札参加申請締切日前1年以内であるもの ・特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース/特定就職困難者コース/発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース/生活保護受給者等雇用開発コース) ※助成金支給決定日から入札参加申請締切日において、助成金対象者の雇用が継続されているもの ・キャリアアップ助成金(正社員化コース/障害者正社員化コース) ※助成金支給決定日から入札参加申請締切日において、助成金対象者の雇用が継続されているもの	3-1-4-③ 氷河期世代等の就職困難者への支援等報告書(様式12-3)			
				3-2 男女共同参画	6	2	3-2-1 男女共同参画及び女性活躍推進に関する取組	厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」を受けている 2点	3-2-1-① 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)実績報告書(様式13)	別紙12
						4		女性活躍推進に関する取組状況 4点	3-2-1-② 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等報告書(様式14)	別紙13
				3-3 賞金・労働条件	3	3	3-3-1 賞金・労働条件の向上に関する取組	大阪府の最低賃金額(時間額)との倍率に応じて加点 ・1.1倍以上(1点) ・1.2倍以上(2点) ・1.3倍以上(3点) 上記時間額未満の場合(0点)	3-3-1-① 支払賞金に関する提案書(様式15)	別紙14
				3-4 環境への配慮	5	2	3-4-1 環境への取組	環境ISO14001登録者 2点 環境ISO14001審査申込中 1点 エコアクション等 1点	3-4-1-① 環境ISO14001登録証	別紙15
※重複評価はしない。 受託する当該事業所の登録証を提出する。なお、登録証の記載内容で当該事業所の認証取得が確認できない場合は、「環境マネジメントシステム文書」の「適用範囲の記述」の部分の写しを添付。	(登録を行っていない場合) 環境ISO14001を申請中である旨の証明書									
	1	3-4-2 再生品の使用	2品目以上使用 1点			3-4-2-① 資機材等再生品使用状況報告書(様式16)	別紙16			
	1	3-4-3 電動車の導入等	グリーン配送適合車での資機材の搬入 1点			3-4-3-① 資機材等搬入時使用予定自動車報告書(様式17)	別紙17			
	1		電動車の導入率50%以上 1点	3-4-3-② 電動車導入状況報告書(様式18)						
合計		114	114							

評価項目詳細シート

評価項目	分類	1 価格評価	細分類	1-1 価格評価
評価点	総点	46	個別点	46
評価内容	項目	<p>1-1-1 ①落札候補者が行った入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合、低入札価格調査を行わない。 ②総合評価の結果、落札候補者が行った入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を実施し、その入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、その者が正式な落札者となる。 →低入札価格調査の結果、落札候補者が行った入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められないときは、総合評価点の次位者が落札候補者となる。</p>		
	詳細	-		
提出書類	入札書(所定様式)			
加点方法	<p>右記記載の価格評価点算出方法の例示を参照</p> <p>予定価格及び低入札価格調査基準価格は公表しない。予定価格以内で入札を行った者の価格評価点は、価格評価点の最高点(46点)に補正率を掛け算出する。</p> <p>※補正率の算出方法</p> <p>予定価格以下、基準価格以上 $46点 \times (1 - (\text{入札価格} - \text{低入札価格調査基準価格}) / \text{低入札価格調査基準価格})$ ただし、小数点以下切り捨て</p> <p>基準価格未満 $46点 \times (1 - (\text{低入札価格調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{低入札価格調査基準価格})$ ただし、小数点以下切り捨て</p>			
評価時確認方法	入札価格を確認 低入札価格調査制度を併用			

≪価格評価点算出方法の例示≫

※入札価格(仮定)については、①を最高入札額とし、以降番号順で⑤を最低入札額とします。②は予定価格と同額、④は低入札価格調査基準価格と同額とします。

入札参加者	入札価格(仮定)	価格評価点	説明
A	《高い》①	-	予定価格超
B	②(予定価格と同額)	$(1 - (\text{②} - \text{④}) / \text{④}) \times 46点$	$(1 - (\text{②} - \text{④}) / \text{④}) \times 46点$ (小数点以下切捨)
C	③	$(1 - (\text{③} - \text{④}) / \text{④}) \times 46点$	$(1 - (\text{③} - \text{④}) / \text{④}) \times 46点$ (小数点以下切捨)
D	④ (低入札価格調査基準価格と同額)	46点	46点
E	《低い》⑤	$(1 - (\text{④} - \text{⑤}) / \text{④}) \times 46点$	$(1 - (\text{④} - \text{⑤}) / \text{④}) \times 46点$ (小数点以下切捨)

(参考)

評価点の合計が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、システムによるくじにより落札候補者を決定することとする。ただし、技術的評価点及び公共性評価点の合計が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低い者を落札候補者とする。

評価項目詳細シート

評価項目	分類	2 技術的評価	細分類	2-1 研修体制
評価点	総点	18	個別点	4
評価内容	項目	2-1-1 技術力向上のための研修制度等の設置		
	詳細	2-1-1-① 当該業務に関連する過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を総合的に評価する。 2-1-1-② 当該業務に関連する履行期間中(仕様書記載の履行開始日以降4箇月経過した日の属する月の1日(以下「対象基準日」という)の研修計画の有無及び研修内容を総合的に評価する。		
提出書類	2-1-1-① 研修実施報告書(様式1)、受講修了証及び研修資料 2-1-1-② 研修実施計画書(様式2)及び研修予定資料			
加点方法	2-1-1-① … 2点 当該業務に関連する過去1年間(令和5年9月1日～令和6年8月31日までに実施した研修。)の研修実施報告書(様式1)に基づく(ただし、人権研修は除く。)実施状況及び研修内容を総合的に評価して加点 →企業独自の研修、教育研修機関への研修派遣は問わないが、現場の作業従事者に対して行った研修を対象とする。 2-1-1-② … 2点 研修実施計画書(様式2)に基づく(ただし、人権研修は除く。)実施予定状況及び研修内容を総合的に評価して加点 →企業独自の研修、教育研修機関への研修派遣は問わないが、現場の作業従事者に対して行う研修を対象とする。 →当該業務に対する履行期間中の研修の実施を評価するため、研修実施については、対象基準日までに終了する研修を対象とする。			
評価時確認方法	2-1-1-① 研修実施報告書(様式1)及び当該研修の受講修了証と研修資料により確認 →受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)及び研修資料(市販の冊子等を使用された場合は表紙と目次のみの提出。ただし、著者名・発行者名・発行日の記載項を含む。)を別途添付してください。(添付がない場合は評価の対象としません。) 2-1-1-② 研修実施計画書(様式2)及び研修予定資料により確認 →予定している研修資料(市販の冊子等を使用予定の場合は表紙と目次のみの提出。ただし、著者名・発行者名・発行日の記載項を含む。)を添付してください。			

履行担保方法	2-1-1-② 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定		
契約期間中確認方法	2-1-1-② 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定		
注意事項	2-1-1-①、2-1-1-②共通 ・研修対象は、現場の作業従事者とする。 ・人権研修は評価の対象としない。→契約上、必須のものであるため。 ・添付する研修資料について、既存の自社資料等の全部を添付すると膨大となる場合は、当該資料等の要点を簡潔にまとめて添付すること。 ・研修予定資料が研修資料と同一の場合は、様式2に表示し、重複して添付しないこと。 ※個人情報(被雇用者の氏名等)を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。		
	配布資料等		
その他			

評価項目詳細シート

評価項目		分類	2 技術的評価	細分類	2-3 品質保証への配慮
評価点		総点	18	個別点	14
評価内容	項目	2-3-1 適正な履行を確保するための仕様に対応した作業実施計画表の確認			
	詳細	2-3-1-① 作業員の配置状況等を評価する。			
提出書類	2-3-1-① 作業実施計画表(様式指定なし) (ただし、業務仕様書に基づき、業務を履行する場合。)				
加点方法	<p>2-3-1-① … 14点 作業実施計画表(様式指定なし)の提案内容の具体性、実現性等を総体的に勘案して評価する。</p> <p>●業務仕様書に基づき、業務を履行する場合の作業実施計画表を評価する。</p> <p>1. 作業員の時間的な配置及び業務履行計画 … 6点 ・各箇所の清掃業務等が円滑に遂行できる計画的な人員配置であり、業務の履行方法に具体性、実現性等があるかを評価する。→特定項目「※1」を参照</p> <p>2. 日々の作業完了時の履行確認体制及び会社の支援体制 … 4点 ・作業完了後の履行確認を迅速・確実に行う履行・支援体制となっているかを評価する。 ・作業員の従事状況を適確に把握し、欠員補充・改善・是正等の必要があれば、直ちに対応できる会社の支援体制であるかを評価する。</p> <p>●緊急時の処理要領に具体性、実現性等があるかを評価する。</p> <p>3. 緊急時の対応要領の整備 … 4点 ・緊急時の役割分担、報告・指示、結果報告系統、伝達方法等が明記されている場合(2点) ・今後の改善点、是正措置等について明確に記載するような様式を定めている場合(2点)</p> <p>※1の作業員の配置及び業務履行計画については、特定項目とし、1の評価が得られない場合は、2～3の評価点が得られない。</p>				
確認評価時	作業実施計画表(様式指定なし)の添付により確認				

履行担保方法	2-3-1-① 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定	
契約期間中確認方法	日々の履行検査により確認を行う。	
注意事項	<p>・添付書類は簡潔にまとめること。</p> <p>・作業実施計画表の提出があった場合でも、作業内容等の確認が行えないもの、或いは、不明瞭な内容のもの、業務仕様書に基づく業務内容となっていないものは評価しない。</p> <p>※個人情報(被雇用者の氏名等)を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。</p>	
	配布資料等	
その他		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-1 福祉への配慮
評価点	総点	36	個別点	8
評価内容	項目	3-1-1 知的障がい者又は精神障がい者(以下知的障がい者等という。)の就業状況(当該清掃実施施設を活用した知的障がい者等の雇用の提案)		
	詳細	3-1-1-② 当該清掃実施施設で常時雇用している知的障がい者等の継続雇用の提案等(応諾意思)を評価する。		
提出書類	3-1-1-② 知的障がい者等雇用計画書(様式4)			
加点方法	<p>3-1-1-② … 8点 当該清掃実施施設で常時雇用している知的障がい者の継続雇用の提案等(応諾意思)を評価する ※応諾しない場合は「知的障がい者等の就業状況」(21点)の評価点は0点とする。 (加点方法) 応諾する場合 8点 応諾しない場合 0点</p> <p>次の内容を応諾すること。 (前回に引き続き契約候補者となった企業に対する確認) 1. 本人が継続雇用を希望した場合は、優先的に雇用を継続すること。 (新たに契約候補者となった企業に対する確認) 2. 本人が同一職場での勤務を望んだ場合には、前回の契約企業との調整を行い、本人の希望が考慮されるよう配慮すること。 3. 次については、対象基準日までに提案数を満たす知的障がい者等を新規雇用する。 ・1の場合において、本人が継続雇用を希望しなかった場合 ・2の場合において、本人が同一職場での勤務を望まなかった場合 ・本人の退職等により、継続雇用すべき対象者がいなかった場合 (ただし、重度知的障がい者は1名あたり2名換算。)</p> <p>(雇用条件) ・当該清掃実施施設で常時雇用関係[労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとする。)]で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合※を含む)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。]にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用する者を除く。 ※有期雇用で継続的な更新を予定しており、客観的に合理的な理由がない限り更新拒絶しないものは雇用期間以降更新する場合とみなす。</p>			
確認方法	3-1-1-② 知的障がい者等雇用計画書(様式4)により確認			

履行担保方法	3-1-1-② 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定	
契約期間中確認方法	3-1-1-② ・知的障がい者等雇用計画書(様式4)に基づき、知的障がい者等の現場配置を行うこと。 ・知的障がい者等雇用計画書(様式4)に基づき、現場配置を行う知的障がい者等の名簿(以下「名簿」という。)を提出すること。 ・名簿記載の者が知的障がい者等であることを証する書類を提出すること。(※療育手帳(写)、認定カード(写)、精神障がい者保健福祉手帳等) ・名簿記載の者の雇用の事実を証する書類を提出すること。(※雇用契約書(写)、雇入れ通知書(写)等) ・知的障がい者等の新規雇用がある場合は、新規雇用であることを証する書類を提出すること。(※雇用契約書(写)、雇入れ通知書(写)等) ・重度の知的障がい者の雇用がある場合は、障がいが重度であることを証する書類を提出すること。(※療育手帳(写)、認定カード(写)等)	
注意事項	・評価の対象者は、当該清掃実施施設で常時雇用関係[労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとする。)]で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む。)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。]にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用する者を除きます。 ・「3-1-1-② 知的障がい者の就業状況(当該清掃実施施設を活用した知的障がい者雇用の提案)」について、評価が得られない場合は、「3-1-1-③ 知的障がい者等の就業状況(知的障がい者の雇用条件に関する考え方)」、「3-1-1-④ 知的障がい者等の就業状況(知的障がい者の雇用を実現するための支援体制)」の評価点が得られない。 ・雇用条件等の提案内容について、労働基準法等の関係法令に抵触している、労働保険及び社会保険が未加入等の提案であれば、「3-1-1 知的障がい者等の就業状況」の評価点(21点)は0点とする。	
	配布資料等	・ジョブコーチ支援事業の概要<別添1> ・働きたい障がい者がいます。<別添2> ・大阪市障がい者就業・生活支援センターについて<別添3>
その他	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 https://www.jeed.or.jp/disability/employer/employer01.html 障がい者を雇用する事業主の方への各種助成金のご案内 https://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html	

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-1 福祉への配慮
評価点	総点	36	個別点	2
評価内容	項目	3-1-1 知的障がい者又は精神障がい者(以下知的障がい者等という。)の就業状況 (知的障がい者等の雇用条件に関する考え方)		
	詳細	3-1-1-③ 当該清掃実施施設で常時雇用する知的障がい者等の雇用条件の提案内容を評価する。		
提出書類	3-1-1-③ 知的障がい者等の雇用条件等に関する提案書(様式5)			
加点方法	<p>3-1-1-③ … 2点 当該清掃実施施設で常時雇用する知的障がい者等の雇用条件(今回、本市の実施する総合評価一般競争入札における契約現場で就業する知的障がい者等を対象とする。)を評価する。</p> <p>(評価内容) 1. 雇用期間 2. 勤務時間 3. 勤務日数 4. 有給休暇 5. 賃金 6. 労働保険及び社会保険の加入 7. 通勤手当の支給について、労働基準法等の関係法令に抵触していない内容か等について、確認を行い評価する。 雇用条件に関する提案がある場合に1点加点し、更に雇用期間が「無期雇用」の場合に1点加点する。ただし、有期雇用で雇用期間以降更新しない場合、雇用条件に関する提案の評価は得られない。</p>			
確認評価方法	3-1-1-③ 知的障がい者等の雇用条件等に関する提案書(様式5)により確認			

履行担保方法	3-1-1-③ 提案のあった内容は、市によりヒアリングを行うとともに、賃金台帳等で事後の確認を行う。																						
契約期間中確認方法	3-1-1-③ 提案のあった内容は、市によりヒアリングを行うとともに、賃金台帳等で事後の確認を行う。																						
注意事項	<p>・評価の対象者は、当該清掃実施施設で常時雇用関係[労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとす。)で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む。)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。]にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用する者を除きます。</p> <p>・有期雇用で継続的な更新を予定しており、客観的合理的な理由がない限り更新拒絶しないものは「有期雇用(以降更新する)」欄に記入すること。</p> <p>・雇用条件に関する提案が無い、若しくは、雇用条件等の提案内容について、労働基準法等の関係法令に抵触している、労働保険及び社会保険が未加入等の提案であれば、「3-1-1 知的障がい者等の就業状況」の評価点(21点)は0点とする。</p> <p>・落札候補者の提案については、市の関係部局によりヒアリングを行う。なお、ヒアリングの結果、労働関係法令等に抵触することが判明した場合は、「3-1-1 知的障がい者等の就業状況」の評価点(21点)は0点とする。</p> <p>・労働基準法第39条第1項及び第2項に規定される年次有給休暇の付与日数は下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">勤続年数</td> <td>6ヶ月</td> <td>1年 6ヶ月</td> <td>2年 6ヶ月</td> <td>3年 6ヶ月</td> <td>4年 6ヶ月</td> <td>5年 6ヶ月</td> <td>6年 6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇付与日数</td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> </table>							勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月	年次有給休暇付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月																
年次有給休暇付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日																
配布資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブコーチ支援事業の概要<別添1> ・働きたい障がい者がいます。<別添2> ・大阪市障がい者就業・生活支援センターについて<別添3> 																						
その他	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 https://www.jeed.or.jp/disability/employer/employer01.html 障がい者を雇用する事業主の方への各種助成金のご案内 https://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html																						

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-1 福祉への配慮	履行担保方法
評価点	総点	36	個別点	11	
評価内容	項目	3-1-1 知的障がい者又は精神障がい者(以下知的障がい者等という。)の就業状況(知的障がい者等の雇用を実現するための支援体制)			3-1-1-④ 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定
	詳細	3-1-1-④ 知的障がい者等の雇用を実現するための支援体制の提案(ジョブコーチ養成研修又は相当する研修(障がい者雇用支援スタッフ養成講座、就労支援員養成研修など)を修了した専任支援者の配置や支援機関に相談を行った場合はその具体的な内容)の有無及び提案内容(1. 専任支援者の配置 2. 受け入れ体制等、就労のために必要な支援 3. 採用から定着に関する支援 4. 職場への定着が図られるための各種支援 5. その他、職場以外での支援 6. 過去からの知的障がい者等雇用の取組)を評価する。			
提出書類	3-1-1-④ 知的障がい者等就業支援企画書(様式6)				契約期間中確認方法 支援体制等導入後は知的障がい者等就業支援報告書(様式6を準用)により報告を求め確認する。
加点方法	<p>3-1-1-④ … 11点 支援体制の提案の有無及び提案内容の具体性、実現性等を総合的に勘案して評価し、加点</p> <p>○専任支援者の提案の有無及び内容 1点 1. 専任支援者の配置及び現場支援→特定項目「※1」を参照</p> <p>○就業支援等 2. 受け入れ体制等、就労のために必要な支援 (職員配置等、障がい者の特性に応じた作業マニュアル等の整備、専任支援者へのバックアップ体制、研修内容※4、安全対策・緊急時支援など、就労のために必要な支援など着眼点、4項目の評価で2点、5項目全ての評価で3点)※2</p> <p>3. 採用から定着に関する支援 1点※2</p> <p>4. 職場への定着が図られるための相談体制やコミュニケーション支援 (相談体制や契約更改時の継続雇用等支援など着眼点、2項目の評価で1点、3項目全ての評価で2点)※2</p> <p>5. その他、職場以外での支援 (通勤・休憩時や職場以外での就業継続のための生活支援など着眼点、2項目以上の評価で2点)※2</p> <p>6. 過去からの知的障がい者雇用の取組み 2点→「※3」を参照</p> <p>※1の専任支援者の配置及び現場支援については、特定項目とし、1の評価が得られない場合は、2～6の評価点が得られない。 ※2着眼点は「知的障がい者等就業支援企画書(様式6)」にあり。 ※3 記載可能な取組み実績は、入札参加申請締切日を起点として過去3年間に実施した内容に限る。 ※4当該業務に対する履行期間中の研修の実施を評価するため、対象基準日までに修了するものを含め年間の研修計画の内容を評価する。</p>				
確認方法	知的障がい者等就業支援企画書(様式6)により、具体的な支援内容を確認				<p>配布資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブコーチ支援事業の概要<別添1> ・働きたい障がい者がいます。<別添2> ・大阪市障がい者就業・生活支援センターについて<別添3>
その他					<p>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 https://www.jeed.or.jp/disability/employer/employer01.html 障がい者を雇用する事業主の方への各種助成金のごあんない https://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html</p>

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-1 福祉への配慮
評価点	総点	36	個別点	2
評価内容	項目	3-1-2 障がい者雇用に関する取組		
	詳細	3-1-2 入札参加者の障がい者雇用率を評価する。		
提出書類	3-1-2-① 障がい者の雇用状況に関する報告書(様式7) →「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「法」という。)に基づき厚生労働大臣が定める「障害者雇用状況報告書(法様式第6号)」又は「障害者雇用調整金支給申請書(附則様式第201号)」で、所管監督署に(直近の6月1日現在)届け出た書類の写しを添付し提出すること。			
加点方法	<p>3-1-2-① … 2点 障がい者雇用率を評価 →雇用率の算出方法は、法に基づくものとする。</p> <p>(加点方法) 障がい者雇用率に応じて加点 ・法定雇用率(%)の3倍を超えている場合 2点 ・法定雇用率(%)の2倍を超えている場合 1点</p> <p>※法第43条に基づく法定雇用障がい者数にかかわらず、本評価では、様式7により算出した雇用率が法定雇用率を超えている場合に加点されます。</p> <p>なお、雇用率の算出は、少数点第3位以下を切り捨てる。</p>			
評価時確認方法	3-1-2-① ・障がい者の雇用状況に関する報告書(様式7)により確認 ・障害者雇用状況報告書等(「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき厚生労働大臣が定める「障害者雇用状況報告書(法様式第6号)」又は「障害者雇用調整金支給申請書(附則様式第201号)」)により所管監督署に(直近の6月1日現在)届け出た書類の写しにより確認。 →上記の障害者雇用状況報告書等を所管監督署に提出していない入札参加者は、直ちに所定の手続きを行い、入札実施日に届出を終えた報告書等の写しを修正し、提出すること。			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中確認方法	評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注意事項	<p>・雇用率の算出方法は、法に基づくものとする。ただし、雇用率の対象には、精神障がい者を加えることとする。</p> <p>・雇用率の算出については、小数点第3位以下は切捨てを行い、小数点第2位までの数値とすること。</p> <p>※法第43条に基づく法定雇用障がい者数にかかわらず、本評価では、様式7により算出した雇用率が法定雇用率を超えている場合に加点されます。</p> <p>・障害者雇用状況報告書等を所管監督署に提出準備を行っていない者は、直ちに所定の手続きの準備を行ってください。</p>	
	配布資料等	障がい者雇用率制度の概要<別添4> 障がい者の法定雇用率<別添5>
その他		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-1 福祉への配慮
評価点	総点	36	個別点	6
評価内容	項目	3-1-3 各種就労支援事業への協力度 (各種就労支援事業を活用した新規雇用)		
	詳細	3-1-3-① 対象基準日までに、(1. 大阪市地域就労支援センター 2. 大阪市障がい者就業・生活支援センター 3. 大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター 4. 自立支援センター舞洲 5. 大阪ホームレス就業支援センター)のいずれかの機関から紹介を受け、新たに雇用する雇用者数を評価する。 ※同一の入札参加者が複数の案件への入札に参加する場合は、案件ごとに雇用することを条件とする。 ※現在、入札参加者に雇用されている就職困難者等であっても、新規雇用されてから履行開始日時点で3年を経過しない場合は、新規雇用とみなす。 ※過去1年以内に入札参加者に雇用されていた就職困難者等は評価対象としない。ただし、当初雇用されてから3年を経過しない者を除く。 ※「3-1-1 知的障がい者の就業状況」で提案された新規雇用者の知的障がい者とは別の者とする。 ※新規雇用者の就業場所は当該清掃実施施設の清掃現場に限らない。		
提出書類	3-1-3-① 就職困難者等雇用計画書(様式8)			
加点方法	3-1-3-① … 6点 新規雇用(予定)者数に応じて評価 就職困難者の新規雇用に関する提案は、対象基準日までに実現可能な採用予定者数を対象とする。 (加点方法) 3人以上予定している場合 6点 2人予定している場合 3点 1人予定している場合 1点 (雇用条件) 常時雇用関係(労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合※を含む)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。)にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用する者を除く。 ※有期雇用で継続的な更新を予定しており、客観的に合理的な理由がない限り更新拒絶しないものは雇用期間以降更新する場合とみなす。			
評価時確認方法	3-1-3-① 就職困難者等雇用計画書(様式8)により確認			

履行担保方法	3-1-3-① 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定(対象基準日までに完全実施する旨を併記) →提案のあった内容は、市によりヒアリングを行う。
契約期間中確認方法	3-1-3-① ・就職困難者等雇用報告書(様式9)により報告を求め確認する。 ・就職困難者を新たに雇用又は解雇した場合は、すみやかに就職困難者等雇用報告書(様式9)の報告を求め確認を行う。 ・雇用契約が分かる書類(雇用契約書又は履歴書等)により確認 ・機関が発行する紹介者であることを証する書類(紹介状、証明書等)により確認
注意事項	評価の対象者は、 ・「大阪市地域就労支援センター」「大阪市障がい者就業・生活支援センター」「大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター」「自立支援センター舞洲」「大阪ホームレス就業支援センター」からの紹介者のみです。 ・対象基準日までに新たに雇用し、常時雇用関係(労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとする。)で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用する者を除きます。また、過去1年以内に入札参加者に雇用されていた就職困難者等を除く。 ・「3-1-3-① 各種就労支援事業への協力度(各種就労支援事業を活用した新規雇用)」について、評価が得られない場合は、「3-1-3-② 各種就労支援事業への協力度(就職困難者等の雇用条件に関する考え方)」の評価点が得られない。 ・雇用条件等の提案内容について、労働基準法等の関係法令に抵触している、労働保険及び社会保険が未加入等の提案であれば、「3-1-3-①各種就労支援事業を活用した新規雇用」の評価点(6点)は0点とする。 ※個人情報(被雇用者の氏名等)を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。
配布資料等	・大阪市障がい者就業・生活支援センターについて<別添3> ・大阪市地域就労支援センターについて<別添6> ・大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の概要について<別添7> ・自立支援センターの概要<別添8>
その他	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 https://www.jeed.or.jp/disability/employer/employer01.html 障がい者を労働者として雇用する事業主の方へ各種助成金のごあんない https://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/q2k4vk000001wtq5-att/a1550023936709.pdf

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-1 福祉への配慮
評価点	総点	36	個別点	1
評価内容	項目	3-1-3 各種就労支援事業への協力度 (就職困難者等の雇用条件に関する考え方)		
	詳細	3-1-3-② 就職困難者等の雇用条件の提案内容を評価する。		
提出書類	3-1-3-② 就職困難者等の雇用条件等に関する提案書(様式10)			
加点方法	3-1-3-② … 1点 就職困難者等の新規雇用条件(今回、本市の実施する総合評価一般競争入札において、対象基準日までに新規雇用する就職困難者等を対象とする。)を評価する。(評価内容) 1. 雇用期間 2. 勤務時間 3. 勤務日数 4. 有給休暇 5. 賃金 6. 労働保険及び社会保険の加入 7. 通勤手当の支給について、労働基準法等の関係法令に抵触していない内容であることを確認し評価する。(有期雇用で雇用期間以降更新しない場合は0点)			
評価時確認方法	3-1-3-② 就職困難者等の雇用条件等に関する提案書(様式10)により確認			

履行担保方法	3-1-3-② 提案のあった内容は、市によりヒアリングを行うとともに、賃金台帳等で事後の確認を行う。																
契約期間中確認方法	3-1-3-② 提案のあった内容は、市によりヒアリングを行うとともに、賃金台帳等で事後の確認を行う。																
注意事項	<p>・評価の対象者は、今回、本市の実施する総合評価一般競争入札において、対象基準日までに新規雇用する就職困難者であり、常時雇用関係(労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとす。)で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。]にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用する者を除きます。また、過去1年以内に入札参加者に雇用されていた就職困難者等を除く。</p> <p>・雇用条件に関する提案が無い、若しくは、雇用条件等の提案内容について、労働基準法等の関係法令に抵触している、労働保険及び社会保険が未加入等の提案であれば、「3-1-3-①各種就労支援事業を活用した新規雇用」の評価点(6点)は0点とする。</p> <p>・落札候補者の提案については、市の関係部局によりヒアリングを行う。なお、ヒアリングの結果、労働関係法令等に抵触することが判明した場合は、「3-1-3-①各種就労支援事業を活用した新規雇用」の評価点(6点)は0点とする。</p> <p>・労働基準法第39条第1項及び第2項に規定される年次有給休暇の付与日数は下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 10%;">勤続年数</td> <td>6ヶ月</td> <td>1年 6ヶ月</td> <td>2年 6ヶ月</td> <td>3年 6ヶ月</td> <td>4年 6ヶ月</td> <td>5年 6ヶ月</td> <td>6年 6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇付与日数</td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> </table>	勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月	年次有給休暇付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月										
年次有給休暇付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日										
配布資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市障がい者就業・生活支援センターについて<別添3> ・大阪市地域就労支援センターについて<別添6> ・大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の概要について<別添7> ・センターの概要<別添8> 																
その他	大阪ホームレス就業支援センター http://www.homeless-shien.jp/ ホームレス自立支援事業 http://safetynet.miotsukushi.or.jp/business02/																

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-1 福祉への配慮
評価点	総点	36	個別点	3
評価内容	項目	3-1-3 各種就労支援事業への協力度 (各種就労支援事業へのこれまでの協力度)		
	詳細	3-1-3-③ 就職困難者等に対する各種就労支援事業 1. 大阪市地域就労支援センター 2. 大阪市障がい者就業・生活支援センター 3. 大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター のいずれかの機関から紹介を受け、継続雇用(入札参加申請締切日現在において雇用を継続している者。ただし、本市総合評価一般競争入札による雇用については除く。)している事実を評価する。		
提出書類	3-1-3-③ 就職困難者等雇用実績報告書(様式11)			
加点方法	3-1-3-③ … 3点 ①継続雇用(入札参加申請締切日現在)する人数を評価(ただし、本市総合評価一般競争入札による雇用については除く。) (加点方法) ・2人以上継続雇用の場合 3点 ・1人継続雇用の場合 2点 ・継続雇用していない場合 0点 ※有期雇用で雇用期間以降更新しない場合は加点しない。 ※雇用条件について、労働基準法等の関係法令に抵触している場合は加点しない。 (雇用継続条件) 常時雇用関係[労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとする。)]で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合※を含む。)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。]にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用している者を除きます。 ※有期雇用で継続的な更新を予定しており、客観的に合理的な理由がない限り更新拒絶しないものは雇用期間以降更新する場合とみなす。			
評価時確認方法	3-1-3-③ 就職困難者等雇用実績報告書(様式11)により確認			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中確認方法	評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注意事項	評価の対象者は、 ・「 大阪市地域就労支援センター 」「 大阪市障がい者就業・生活支援センター 」「 大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター 」からの紹介者のみです。 ・入札参加申請締切日現在において継続して常時雇用関係[労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとする。)]で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む。)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。]にある者とし、臨時的、又は一時的に雇用している者を除きます。 ※個人情報(被雇用者の氏名等)を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。	
配布資料等	・大阪市障がい者就業・生活支援センターについて<別添3> ・大阪市地域就労支援センターについて<別添6> ・大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の概要について<別添7>	
その他		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-1 福祉への配慮
評価点	総点	36	個別点	3
評価内容	項目	3-1-4 就職困難者の雇用に関する取組		
	詳細	3-1-4① おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)事業への協力状況を評価する。 3-1-4② 犯罪や非行をした人を雇用する「協力雇用主」への登録を評価する。 3-1-4③ 雇用環境が厳しい時代に就職活動を行った世代等に対する支援を評価する。		
提出書類	3-1-4-① おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)加入状況報告書(様式12-1) 3-1-4-② 協力雇用主としての登録状況報告書(様式12-2) 大阪保護観察所が発行する「協力雇用主に関する証明書」の写し 3-1-4-③ 氷河期世代等の就職困難者への支援等報告書(様式12-3) 「トライアル雇用助成金(一般トライアルコース/障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)支給決定通知書」の写し、又は「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース/特定就職困難者コース/発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース/生活保護受給者等雇用開発コース)支給決定通知書」の写し、又は「キャリアアップ助成金(正社員化コース/障害者正社員化コース)支給決定通知書」の写し 助成金対象者の給与明細(入札参加申請締切日当月又は前月分)の写し			
加点方法	3-1-4-① …… 1点 おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)事業への協力状況を評価 (加点方法) ・入札参加申請締切日現在において、おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)の会員企業であることを評価する。(1点) 3-1-4-② …… 1点 犯罪や非行をした人を雇用する「協力雇用主」への登録を評価する。 (加点方法) 入札参加申請締切日現在において、大阪保護観察所に協力雇用主として登録していること(1点) 3-1-4-③ …… 1点 雇用環境が厳しい時代に就職活動を行った世代等に対する支援を評価する。 (加点方法) 雇用環境が厳しい時代に就職活動を行った世代等に対する支援を評価する。 入札参加申請締切日までに下記A～Cのうちいずれかの制度を活用した取組みを評価する。(1点) A トライアル雇用助成金(一般トライアルコース/障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース) ※助成金支給決定日が、入札参加申請締切日前1年以内であるもの B 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース/特定就職困難者コース/発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース/生活保護受給者等雇用開発コース) ※助成金支給決定日から入札参加申請締切日において、助成金対象者の雇用が継続されているもの C キャリアアップ助成金(正社員化コース/障害者正社員化コース) ※助成金支給決定日から入札参加申請締切日において、助成金対象者の雇用が継続されているもの			
評価時確認方法	3-1-4-① おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)加入状況報告書(様式12-1)により確認 3-1-4-② 協力雇用主としての登録状況報告書(様式12-2)及び大阪保護観察所が発行する「協力雇用主に関する証明書」の写しにより確認 3-1-4-③ 氷河期世代等の就職困難者への支援等報告書(様式12-3)及び Aの場合:「トライアル雇用助成金(一般トライアルコース/障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)支給決定通知書」の写し Bの場合:「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース/特定就職困難者コース/発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース/生活保護受給者等雇用開発コース)支給決定通知書」の写し、及び助成金対象者の給与明細(入札参加申請締切日当月又は前月分)の写し Cの場合:「キャリアアップ助成金(正社員化コース/障害者正社員化コース)支給決定通知書」の写し、及び助成金対象者の給与明細(入札参加申請締切日当月又は前月分)の写しにより確認			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中確認方法	評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注意事項	配布資料等	
	その他	3-1-4-① 一般社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP) https://www.c-step.or.jp/index.html 3-1-4-② 「協力雇用主に関する証明書」の発行に関する問合せ先は次のとおりです。 大阪保護観察所(就労支援班) 電話番号:06-6949-6244 ※申請から証明書の発行までには通常2週間を要します。 ※「協力雇用主に関する証明書」の写しは、公告日以降に発行されたものについて有効です。

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-2 男女共同参画
評価点	総点	6	個別点	2
評価内容	項目	3-2-1 男女共同参画及び女性活躍推進に関する取組		
	詳細	3-2-1-① 入札参加者の男女共同参画推進及び女性活躍推進に関する取組を評価する。 (評価項目) 厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」を受けている。		
提出書類	3-2-1-① 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)報告書(様式13)及び女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書の写しにより確認			
加点方法	3-2-1-① …… 2点 入札参加申請締切日現在において、厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」を受けている。 (加点方法) 厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」を受けていること			
評価時確認	3-2-1-① 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)報告書(様式13)及び女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書の写しにより確認			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中 確認方法	評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注意事項		
	配布 料等	
その他	女性活躍推進法特集ページ(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)に関するホームページ 厚生労働省のホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html	

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-2 男女共同参画
評価点	総点	6	個別点	4
評価内容	項目	3-2-1 男女共同参画及び女性活躍推進に関する取組		
	詳細	3-2-1-② 「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「若者・女性が活躍できる社会をつくる」を主要施策として掲げており、女性の活躍推進の取組みをさらに加速化していくため、入札参加者の女性活躍推進に関する取組を評価する。 (評価項目) 大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証、又は認証要件に関する取組等を評価する。		
提出書類	3-2-1-② 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等報告書(様式14)			
加点方法	3-2-1-② … 4点 入札参加者の大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証の取得状況等に応じて評価 (加点方法) ○大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証 4点 1. 大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証を受けている。 又は ○女性の活躍推進の取組状況 4点 1. 大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証の要件を満たしている。			
評価時確認方法	3-2-1-② 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等報告書(様式14)により、取組内容を確認 → 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証書の写し、又は市民局発行の「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等の評価項目確認書」の写しの提出により確認			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中確認方法	評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市内に事業所を有しない方についても「女性の活躍推進の取組状況」の要件を満たす場合は、市民局発行の「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等の評価項目確認書」の発行を受けることが可能。 ・提出書類(様式14)に「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証書の写し」、又は「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等の評価項目確認書の写し」の添付がない場合、評価を得ることはできない。 	
	配布資料等	「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業の概要 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000282105.html
その他	大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証を受けていないが、それと同等の要件を備えている企業等については、市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課宛申請を行うことにより、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等の評価項目確認書」の発行を得ることができます(申請時には就業規則の写し等挙証資料の提出が必要です。)申請から証明書の発行までには通常1ヶ月を要します。 ※大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証は、大阪市内に事業所を有する企業等が受けることができます。 ※当該確認書の有効期限(市内に事業所を有しない場合は3年、以外は年度内)内における総合評価発注案件について有効である。ただし、確認内容に変更があった場合は、この限りでない。 ※「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等の評価項目確認書」の発行に際しては、「評価項目確認書の注意事項について」を参照ください。	

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-3 賃金労働条件
評価点	総点	3	個別点	3
評価内容	項目	3-3-1 賃金・労働条件の向上に関する取組		
	詳細	3-3-1 入札参加者の賃金・労働条件の向上に関する取組みを評価する。		
提出書類	3-3-1-① 支払賃金に関する提案書(様式15)			
加点方法	3-3-1-① …… 3点 本案件の履行場所における従事者及び予定者、並びに対象基準日までに新規雇用する就職困難者等に対する支払賃金を評価する。 (加点方法) 大阪府の最低賃金額(時間額)との倍率に応じて加点 ・1.1倍以上(1点) ・1.2倍以上(2点) ・1.3倍以上(3点) 上記時間額未満の場合(0点)			
評価時確認方法	3-3-1-① 支払賃金に関する提案書(様式15)により確認			

履行担保方法	3-3-1-① 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定。賃金台帳等により継続的な確認を行う。		
契約期間中 確認方法	3-3-1-① 提案のあった内容については、市によるヒアリングを行うとともに、大阪市業務委託契約履行確認マニュアルに基づき賃金台帳等により継続的な確認を行う。		
注意事項	・評価の対象者は本案件の履行場所における従事者及び予定者、並びに対象基準日までに新規雇用する就職困難者等です。 ・落札候補者の提案については、市によるヒアリングを行う。 <u>(今回の提案にかかる支払賃金の対象とならない賃金)</u> ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ・午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当		
	配布資料等		
その他	○大阪市業務委託契約履行確認マニュアル https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000205665.html ○厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/index.html ○賃金に関する主な制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	公共性評価	細分類	3-4 環境への配慮
評価点	総点	5	個別点	2
評価内容	項目	3-4-1 環境への取組		
	詳細	3-4-1-① 入札参加者の環境への取組みを評価する。 (評価項目) ①環境ISO14001の取得状況 ②環境ISO14001の申請状況 ③エコアクション21等の認証登録状況		
提出書類	3-4-1-① 環境ISO14001登録証の写し (登録を行っていない場合は、環境ISO14001申請中である旨の証明書の写し又はエコアクション21認証・登録証等の写し) ※受託する当該事業所の登録証の写しを提出する。なお、登録証の記載内容で当該事業所の認証取得が確認できない場合は、「環境マネジメントシステム文書」の「適用範囲の記述」の部分の写しを添付すること。			
加算方法	3-4-1-① …… 2点 入札参加者の環境への取組みを行っている内容(登録状況等)に応じて評価(加算方法) ・環境ISO14001登録者 2点 上記以外の者のうち、 ・環境ISO14001審査申請中の者 1点 又は ・エコアクション21等の登録者 1点 ※「KES(特定非営利活動法人KES環境機構)」及び「KEMS(こうべ環境フォーラム)」及び「エコステージ(一般社団法人エコステージ協会)」に関しても、同様の主旨の制度であるところから、エコアクション21の取得者と同様に評価を行う。			
評価時確認方法	3-4-1-① ・環境ISO14001登録証の写しにより確認 ・環境ISO14001申請中である旨の証明書の写しで確認 →環境ISOの登録申請中の者で環境ISOの認証機関の審査決定者は、認証機関の証明書等の写しにより確認し、手続きが完了した後に、環境ISO登録証の写しの提出を求める。 ・エコアクション21認証・登録証等の写しにより確認 →エコアクション21等の登録者については、登録機関の証明書等の写しにより確認する。			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中 確認方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
注意事項	評価にあたっては、重複評価は行いません。 例えば、ISO14001登録者がエコアクション21等に登録されていても2点であり3点(2点+1点)にはなりません。同様に、ISO14001を申請中の者がエコアクション21等に登録されていても1点であり、2点(1点+1点)にはなりません。	
	配布資料等	
その他	各認証制度等の窓口ホームページ ①エコアクション21→一般財団法人持続性推進機構のホームページ http://www.ea21.jp/ ②KES→特定非営利活動法人KES環境機構のホームページ http://www.keskyoto.org/ ③KEMS→こうべ環境フォーラムホームページ https://www.kemskobe.org/ ④エコステージ→一般社団法人エコステージ協会のホームページ https://www.ecostage.org/	

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	3-4 環境への配慮
評価点	総点	5	個別点	1
評価内容	項目	3-4-2 再生品の使用		
	詳細	3-4-2-① 当該業務に使用する資機材の再生品(エコマーク商品、PETボトルリサイクル推奨マーク商品及び大阪府認定リサイクル製品。ただし、既に仕様書等に再生品の使用が義務付けられている資機材は除く。)の使用状況の評価する。 ※作業に使用する資機材、作業服等は評価対象になりますが、報告書等に使用する紙類等の事務用品や単に個々で使用する資機材については評価の対象とはなりません。		
提出書類	3-4-2-① 資機材等再生品使用状況報告書(様式16)			
加点方法	3-4-2-① …… 1点 再生品の使用状況(当該業務に使用する資機材に限定。)に応じて評価(加点方法) 2品目以上使用の場合 1点			
評価時確認方法	3-4-2-① 資機材等再生品使用状況報告書(様式16)により確認 → 報告書に記載された再生品の商品カタログの提出を求め確認			

履行担保方法	3-4-2-① 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定	
契約期間中	3-4-2-① 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に基づき、再生品の使用についての提案のあった資機材を随時確認する。	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・作業に使用する資機材、作業服等は評価対象になりますが、報告書等に使用する紙類等の事務用品や単に個々で使用する資機材については評価の対象とはなりません。 ・既に仕様書等に再生品の使用が義務付けられている資機材は評価の対象とはなりません。 	
	配布資料等	
その他	大阪府リサイクル製品認定制度のホームページ http://www.kankyo.pref.osaka.jp/shigenjuncan/ninteiseido/	

評価項目詳細シート

評価項目		分類	3 公共性評価	細分類	3-4 環境への配慮
評価点		総点	5	個別点	2
評価内容	項目	3-4-3 電動車の導入等			
	詳細	3-4-3-① グリーン配送適合車の使用予定(作業現場への資機材等の搬入時)を評価する。 3-4-3-② 電動車の導入状況を評価する。			
提出書類	3-4-3-① 資機材等搬入時の使用予定自動車報告書(様式17) 3-4-3-② 電動車導入状況報告書(様式18)				
加点方法	<p>入札参加者の電動車等の使用及び導入状況に応じて加点</p> <p>3-4-3-① …… 1点 グリーン配送適合車での当該業務にかかる資機材の搬入 →グリーン配送適合車とは、車種規制非適合車(※)以外の電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)、天然ガス自動車、ガソリン自動車、LPG自動車、ディーゼル自動車をいう。 ※自動車NOx・PM法の車種規制基準に適合しないもの</p> <p>3-4-3-② …… 1点 入札参加者の社全体の乗用自動車(電動車の導入率が50パーセント以上 →電動車とは、電気自動車ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。 →乗用自動車の総台数が0台の場合は、1点とする。</p>				
評価時確認方法	<p>3-4-3-① 資機材等搬入時使用予定自動車報告書(様式17)により確認 →「自動車検査証の写し」、又は「大阪市(大阪府、神戸市)グリーン配送適合車届出済証の写し」、 「配送の委託を証する書類の写し」の提出により確認 →「自動車検査証の写し」の場合は、車種規制非適合車(※)以外の電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)、天然ガス自動車、ガソリン自動車、LPG自動車、ディーゼル自動車であるかを確認</p> <p>3-4-3-② 電動車導入状況報告書(様式18)により確認 →「自動車検査証の写し」の提出により確認</p>				

履行担保方法	<p>3-4-3-① 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定 →資機材の搬入時の事前報告義務についても総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書に規定 →自社所有の車両以外で資機材を搬入する場合(入札参加者が、専門業者等に搬入を依頼する場合)であってもグリーン配送車の使用を指導する旨を様式17に明記</p> <p>3-4-3-② 電動車導入状況については、評価時のみの確認のため、特に担保は不要</p>	
契約期間中	<p>3-4-3-① 資機材の搬入時に提案のあった内容と相違がないかを確認</p> <p>3-4-3-② 評価時のみの確認のため、特に確認は不要</p>	
注意事項	<p>3-4-3-① 本評価項目は、自社所有又は使用者の車両での資機材の搬入及び入札参加者が配送を委託した専門業者等による資機材の搬入を評価の対象としています。</p>	
	配布資料等	
その他	<p>グリーン配送→大阪市環境局のホームページにおける「グリーン配送に関する届出」 https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011354.html</p>	